

令和 2 年 3 月 1 9 日
川俣町条例第 2 号

川俣町小規模企業振興基本条例

(前文)

本町は、東北の玄関口、福島県北部の阿武隈山系の丘陵地帯に位置し、里山と清流に囲まれた自然豊かな環境で古くから養蚕と絹織物の産地として栄え、明治から昭和初期までは、特産の羽二重が輸出の花形商品となり日本の近代化を支えた。

近年は、海外からの安価な絹製品の輸入や化学繊維の普及に伴い、町の産業は絹織物から金属機械加工、電子・機械部品製造などの製造業が主力となっているが、その大多数を小規模企業が占めており、その経済活動は、本町の産業や雇用の基盤をなし、町民生活の維持向上に重要な役割を果たしている。

しかしながら、経済のグローバル化に伴う経営環境の変化、情報化社会の進展、急速な少子高齢化や人口減少の進行など、小規模企業を取り巻く環境は厳しさを増し、本町の小規模企業は、労働力不足や顧客減少、後継者不足などの課題に直面している。さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故(以下「東日本大震災」という。)は、本町の一部が避難指示区域に指定されたことによる町内及び隣接市町村の取引先や顧客の減少など、小規模企業の経営環境に多大な影響をもたらしている。

本町の小規模企業が、新しい局面を切り拓き多様で活力ある成長発展を遂げるとともに、このように極めて厳しい環境を打破し生き抜いていくためには、小規模企業自らが経営力向上のための努力を行うことが求められるとともに、小規模企業が地域経済の活性化及び地域社会の発展に欠かせない重要な存在であることを、小規模企業はもとより、町、商工会、金融機関、教育機関及び町民が認識し、それぞれの役割を踏まえて小規模企業を支援することが必要である。

ここに、本町の小規模企業の振興に向けた基本理念等を明らかにし、小規模企業がその持てる力を存分に発揮し持続的に発展することができるよう、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、小規模企業が本町において果たす役割の重要性に鑑み、小規模企業の振興に関して基本的な事項を定めるとともに、町の責務及び小規

模企業等の役割を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展と町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会で、町内に事務所を有するものをいう。
- (3) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）に規定する銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫その他金融業を営むもので、町内で事業活動を行うものをいう。
- (4) 教育機関 町教育委員会及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、町内に所在する小学校、中学校又は高等学校をいう。
- (5) 町民 町内に居住する者、町内で事業活動を行う個人又は法人その他団体をいう。

(基本理念)

第3条 小規模企業の振興は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 小規模企業者の自主的な努力及び創意工夫による経営力向上によって、地域産業の成長、発展及び事業の持続的な発展が促進されること。
- (2) 小規模企業者が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという認識の下に推進されること。
- (3) 町の地域産業資源の持続的な活用を図ること。
- (4) 小規模企業者の経営資源の確保が困難であることを考慮し、その経営の規模及び形態に応じて、十分な配慮がなされることを基本として行われること。
- (5) 国、県、町、小規模企業者、商工会、金融機関及び教育機関が相互に連携するとともに、町民が協力することを基本として推進されること。
- (6) 東日本大震災による被害及び影響を克服するための不断の取組により、推進されること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、

小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 町は、小規模企業が地域の経済の活性化と雇用の確保及び町民生活の向上に貢献していることについて、町民の理解を深めるよう努めるものとする。

(小規模企業者の役割)

第5条 小規模企業者は、社会経済情勢の変化に即応し、経営基盤の強化及び経営の革新に自主的に取り組むものとする。

- 2 小規模企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用環境の安定を図り、かつ、従業員の福利向上及び人材育成に取り組むものとする。

- 3 小規模企業者は、地域経済の振興を図るため、町内において生産、製造又は加工される産品（以下「町産品」という。）の利活用及び商工会への加入に努めるものとする。

(商工会の役割)

第6条 商工会は、小規模企業の経営基盤の強化、経営の革新及び人材の育成のための支援に積極的に取り組むものとする。

- 2 商工会は、町が実施する小規模企業の振興に関する施策に協力するものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、小規模企業の経営努力を支援するものとする。

- 2 金融機関は、町が実施する小規模企業の振興に関する施策に協力するものとする。

(教育機関の役割)

第8条 教育機関は、教育活動を通じて、児童・生徒の勤労及び職業に対する意識の啓発に努めるものとする。

(町民の役割)

第9条 町民は、小規模企業が経済の活性化と雇用の確保及び町民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、小規模企業が生産する町産品の利活用等により小規模企業の振興に努めるものとする。

(施策の策定及び見直し)

第10条 町は、振興計画に基づき、小規模企業の振興に関する施策を策定するとともに、社会経済情勢の変化や具体的な需要に適切に対応していくために、随時見直すものとする。

(施策の基本方針)

第11条 町は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本方針に基づき、小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 小規模企業者の経営基盤の強化及び経営の革新の促進

- (2) 小規模企業者の新たな事業展開及び販路開拓の促進
- (3) 小規模企業者の創業、事業承継及び企業間連携等の促進
- (4) 小規模企業者の雇用環境の整備、人材の確保及び育成の促進
- (5) 小規模企業者の円滑な資金調達のための制度の充実
- (6) 小規模企業者に関する調査、情報の収集及び提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、小規模企業者の振興全般
(財政上の措置)

第 12 条 町は、小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。